

那覇市告示第 142 号  
令和 2 年 7 月 7 日

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長について(令和元年 11 月那覇市告示第 267 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 8 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 2 年 8 月 31 日とする。

那覇市長 城 間 幹 子

